

# ○奈良県警察提案制度実施規程

(平成8年1月12日本部訓令第2号)

[沿革] 平成16年6月本部訓令第11号、20年3月第16号、26年2月第7号、3月第10号、29年3月第4号改正

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県警察職員（以下「職員」という。）から提出された要望及び意見（以下「提案」という。）を組織運営に反映させることにより、職員の参加意識を高めるとともに、職員相互の意思の疎通を促進し、もって士気の高揚と警察業務の効率的運用を図るため、職員による提案の奨励及びそれを処理するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の心構えと所属長の責務)

第2条 職員は、常に参加意識を持って積極的に提案を行い、業務運営、職場環境等の改善及び向上に努めなければならない。

2 警察本部（以下「本部」という。）の課長、所長、隊長及び学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、提案制度の趣旨を理解し、あらゆる機会をとらえて提案の気風の醸成を図るとともに、職員からの提案を積極的に吸収し、生きがいのある明るい職場作りに努めなければならない。

(提案)

第3条 職員は、次に掲げる事項について提案することができる。

- (1) 業務運営及び職務執行の改善並びに行政サービスの向上に関する事項
- (2) 職場環境及び勤務条件の改善に関する事項
- (3) 事務の合理化及び能率化の促進に関する事項
- (4) 福利厚生及び余暇活用に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、士気の高揚、警察業務の効率的運用等を図るために必要と認められる事項

2 職員は、提案をしようとするときは、提案書（別記様式第1号）により氏名を明らかにして、次条第1項に規定する所属提案審査委員会に対して行うものとする。

(所属委員会の設置)

第4条 本部の課、所、隊及び学校並びに警察署に所属提案審査委員会（以下「所属委員会」という。）を置く。

2 所属委員会の庶務は、本部の課、所、隊及び学校にあつては庶務係、警察署にあつては警務課（係）において行うものとする。

(所属委員会の組織及び構成)

第5条 所属委員会の組織及び構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 所属長
  - (2) 委員 委員長の指名する者
- (所属委員会の任務等)

第6条 所属委員会は、所属の職員から提案された事項について、調査、研究及び審議し、当該提案についての採否を決定することを任務とする。

- 2 所属委員会は、提案を受理したときは、提案処理カード(所属用)(別記様式第2号)を作成し、審議の経過を明らかにしておくものとする。
- 3 所属委員会は、第1項の規定に基づき採択した事項について、その実施状況の確認に努めなければならない。

(所属委員会の会議)

第7条 所属委員会は、随時開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要により提案者に委員会への出席を求め、提案の内容について説明を受けることができる。
- 3 前項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

(総合改善委員会への送付)

第8条 所属委員会委員長は、審議の結果、その提案の内容が奈良県警察全体に影響を及ぼすものであるとき、統一を期する必要があるものであるとき、所属委員会限りでは採否の判断をすることが困難なものであるとき等については、提案送付書(別記様式第3号)により、意見を付して次条の規定に基づき設置される奈良県警察総合改善委員会に送付 するものとする。

(総合改善委員会の設置)

第9条 本部に奈良県警察総合改善委員会(以下「総合改善委員会」という。)を置く。

(総合改善委員会の組織及び構成)

第10条 総合改善委員会の組織及び構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 警務部長
  - (2) 副委員長 警務部参事官
  - (3) 委員 警務部会計課長、警務部警務課長、警務部教養課長、警務部厚生課長、生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長、警備部警備第一課長、近畿管区警察局奈良県情報通信部通信庶務課長その他委員長が指名する者
- (総合改善委員会の任務)

第11条 総合改善委員会は、所属委員会から送付された提案事項について調査、研究及び

審議し、当該提案についての採否を決定することを任務とする。

- 2 総合改善委員会は、前項の規定に基づき採択した事項について、その実施状況の確認に努めなければならない。

(総合改善委員会の会議)

第12条 総合改善委員会の会議は、月1回開催するほか、委員長が必要と認める場合に招集する。

- 2 総合改善委員会の議事は、委員長が主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し総合改善委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 総合改善委員会の庶務は、警務部警務課において行う。

(提案の処理)

第13条 総合改善委員会は、提案を受理したときは、提案処理簿(別記様式第4号)に所要事項を記載の上、提案処理カード(本部用)(別記様式第5号)を作成し、当該提案の内容を主管する本部の課、所、隊又は学校(以下「本部主管課」という。)に送付するものとする。

- 2 本部主管課は、提案処理カード(本部用)の送付を受けたときは、速やかに提案事項について検討し、その結果を総合改善委員会に報告しなければならない。

(専門部会)

第14条 総合改善委員会に、専門的知識又は継続的な調査及び研究を要する事項について、その調査及び研究を行わせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する部会長及び部会員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、本部の所属長のうちから部会長を、本部の調査官、管理官、次席、副隊長、副校長、指導官又は課長補佐若しくは警察署の副署長、次長、刑事官、地域官、交通官、会計官又は課長のうちから部会員を指名するものとする。
- 4 委員長は、専門部会による調査及び研究に代えて、本部の他の各種委員会に提案の調査及び研究を依頼することができる。

(所属委員会における審議結果の報告)

第15条 所属委員会は、第6条第1項の規定に基づき採否を決定した提案事項(第8条の規定に基づき総合改善委員会に送付したものを含む。)について、毎月5日までに前月の結果を取りまとめ、提案処理報告書(別記様式第6号)により総合改善委員会に報告するものとする。

(審議結果の報告等)

第16条 総合改善委員会は、審議結果について、警察本部長に報告するものとする。

2 総合改善委員会は、警察本部長への報告を終えたときは、その結果を本部主管課に通報するものとする。この場合において、通報を受けた本部主管課は、採択されたものについては遅滞なく処理し、その結果を総合改善委員会を通じて警察本部長に報告しなければならない。

(審議結果の通知等)

第17条 総合改善委員会又は所属委員会は、提案事項の審議結果及び採否の理由を提案審議結果通知書（別記様式第7号）により提案者に通知するものとする。

2 総合改善委員会は、前項の通知を行う場合においては、所属委員会に対しても通知するものとする。

3 総合改善委員会は、提案事項を第14条に定めるところにより専門部会又は各種委員会において調査及び研究を行うこととした場合は、その状況を提案者に通報するものとする。

(審議結果の公表)

第18条 総合改善委員会は、提案事項の審議結果及び第15条の規定に基づく所属委員会からの報告を取りまとめ、部内に公表するものとする。

(表彰)

第19条 総合改善委員会又は所属委員会で採択した提案事項で、優秀であると認められるものについては、奈良県警察表彰取扱規程（昭和49年10月奈良県警察本部訓令第10号）に定めるところにより、表彰するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、提案制度を実施するについて必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成8年2月1日から施行する。

(奈良県警察事務合理化委員会規程の廃止)

2 奈良県警察事務合理化委員会規程（昭和35年2月奈良県警察本部訓令第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令施行の際現に廃止前の奈良県警察事務合理化委員会規程の規定に基づき提案されている事項については、この訓令の規定に基づき提案されたものとみなす。

附 則（平成16年6月1日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日奈良県警察本部訓令第16号）抄  
（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

附 則（平成26年2月24日奈良県警察本部訓令第7号）  
（施行期日）

1 この訓令は、平成26年3月4日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成26年3月19日奈良県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年3月25日から施行する。

附 則（平成29年3月15日奈良県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年3月24日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

所属長	次席 (副署長・次長)	課長補佐 (課長)	係長	係

提 案 書

提案者 (グループの場合は代表者名)	所属 階級	係 氏名
提案の件名		
提案の理由		
提案の内容		
氏名公表の可否	可 否	
備考		

- 注1 提案の内容については、必要により任意の別紙に記載しても差し支えない。  
 2 提案に関する資料があるときは、添付すること。

別記様式第2号（第6条関係）

		整理番号	
提 案 処 理 カ ー ド (所 属 用)			
受 理 年 月 日	年            月            日		
提 案 者 (グループの場合は は代表者名)	所 属 階 級	係 氏 名	
提 案 の 件 名			
審 議 年 月 日	年            月            日		
審 議 結 果 及 び 措 置 状 況			
※送 付 年 月 日 及 び 結 果	年            月            日		
備 考			

注1 ※の欄は、総合改善委員会に送付した場合に記入すること。

2 提案書（提案書を総合改善委員会に送付した場合は、その写し）を添付すること。

別記様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

奈良県警察総合改善委員会委員長 殿

〇〇提案審査委員会委員長

提 案 送 付 書

下記の提案については、総合改善委員会において審査されるのが適当と認められますので送付します。

記

提 案 の 件 名	
提 案 の 内 容	別添提案書のとおり
採 否 に 関 す る 意 見	

注 提案書を添付すること。



別記様式第4号（第13条関係）

提 案 処 理 簿

受理番号	受理月日	提 案 の 件 名	提案者の所属 氏名	主 管 所 属 の 措 置		審議月日	審議結果	備 考
	年 月 日		所属 氏名	主管所属		年 月 日	採 用 一 部 採 用 要 検 査 不 採 用	
		送付月日		年 月 日				
		回答月日		年 月 日				
	年 月 日		所属 氏名	主管所属		年 月 日	採 用 一 部 採 用 要 検 査 不 採 用	
		送付月日		年 月 日				
		回答月日		年 月 日				
	年 月 日		所属 氏名	主管所属		年 月 日	採 用 一 部 採 用 要 検 査 不 採 用	
		送付月日		年 月 日				
		回答月日		年 月 日				
	年 月 日		所属 氏名	主管所属		年 月 日	採 用 一 部 採 用 要 検 査 不 採 用	
		送付月日		年 月 日				
		回答月日		年 月 日				
	年 月 日		所属 氏名	主管所属		年 月 日	採 用 一 部 採 用 要 検 査 不 採 用	
		送付月日		年 月 日				
		回答月日		年 月 日				

別記様式第5号（第13条関係）

（表）

						受理番号	
提 案 処 理 カ ー ド（本部用）							
本部長	総 合 改 善 委 員 会			主 管 課			
	委員長	副委員長	委 員	部 長	課 長	次席等	補 佐
受 理 年 月 日	年 月 日						
提 案 者 （グループの場合は 代表者）	所 属		係				
	階 級		氏 名				
提 案 の 件 名							
提 案 の 理 由 及 び 内 容	別添提案書のとおり						
主 管 課 の 検 討 結 果	所 属 名			報 告 年 月 日	年 月 日		
	採 否 対 する 意 見	採 用    一 部 採 用    要 検 討    不 採 用					
	理 由						

注 提案書の写しを添付すること。

(裏)

総合改善委員会の審議結果	審議月日	年 月 日
	審議内容	
	採 否	採用 一部採用 要検討 不採用 その他 ( )
	専門部会等	専門部会で研究 ( ) 委員会へ依頼
通知	主管課	年 月 日
	所属委員会 提案者	年 月 日
表彰の要否		
公表手続		年 月 日 (氏名公表の可否 可・否)
備考		

別記様式第6号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

奈良県警察総合改善委員会委員長 殿

所 属 長 名

提 案 処 理 報 告 書（ 月分）

処 理 件 数		
所属で処理したものの	採 用	
	一部採用	
	要 検 討	
	不 採 用	
本部委員会へ送付したもの		
採用したものの概要		

- 注1 処理件数の項には、その月中に受理した件数ではなく、所属委員会において審議した件数を計上すること。
- 2 採用したもの（一部採用を含む。）の概要については、提案書の写しを添付して記載に代えることができる。
- 3 所属で処理した提案すべてについて提案書の写しを添付すること。

別記様式第7号（第17条関係）

年 月 日

所属（係）名  
氏 名 様

奈良県警察総合改善委員会委員長  
（〇〇提案審査委員会委員長）

提 案 審 議 結 果 通 知 書  
あなたから提案のあった、

について、審議しましたところ

採用 一部採用 要検討 不採用

となりました。

あなたの提案は、よりよい奈良県警察づくりに大いに役立つこととなりますので、今後とも積極的な提案を期待します。

（理由）